

2013年12月24日 全19頁

消費税増税等の家計への影響試算 (平成26年度税制改正大綱反映版)

2011年から2016年までの家計の実質可処分所得の推移を試算

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 「平成26年度税制改正大綱」の発表を受けて、2013年8月に発表した消費税率の引き上げ等の税・社会保障の制度改正の家計への影響試算を改訂した。
- 児童手当受給世帯（所得制限世帯除く）に2014年中に子ども1人あたり1万円が給付されることにより、ケース1、2、4では、2014年の実質可処分所得が改訂前と比べ1.97万円上方修正された。一定額の給付のため、比較的低所得の子育て世帯ほど年収に占める割合が高く、消費税の「逆進性」を緩和している。
- 簡素な給付措置により2014年中に低所得者に1人あたり1万円（年金受給者は1.5万円）が給付されることにより、ケース6（年収240万円・年金夫婦世帯）では2014年の実質可処分所得が改訂前と比べ2.95万円上方修正された。このケースでは、2014年における消費税率引き上げ等の前年比の負担増が改訂前と比べほぼ半減されることとなった。

[目次]

はじめに	2ページ
ケース1. 年収500万円・片働き4人世帯	4ページ
ケース2. 年収300万円・片働き4人世帯	5ページ
ケース3. 年収1,000万円・片働き4人世帯	6ページ
ケース3+. 年収1,500万円・片働き4人世帯	8ページ
ケース4. 年収1,000万円・共働き4人世帯	9ページ
ケース5. 年収500万円・単身世帯	11ページ
ケース6. 年収240万円・年金夫婦世帯	12ページ
まとめ	15ページ
Appendix1 賃金変動・物価変動も考慮した試算	16ページ
Appendix2 高校無償化見直しの影響	17ページ

はじめに

2011年から2016年までを分析

本レポートでは、消費税率の引き上げ等の税・社会保障の制度改正を踏まえ、世帯構成ごとに、2011年を起点として2016年までの家計の姿をシミュレーションする。

家計にとっての最大の負担増項目は、2014年4月に8%、（景気条項が発動されなければ）2015年10月に10%となる消費税率の引き上げである。しかし、それ以外に既に始まっている税・社会保障の負担増もある。2011年3月に東日本大震災が発生し、その復旧・復興財源を確保する観点もあり、2011年10月に子ども手当が縮小された。さらに、子ども手当の導入に遅れて施行された年少扶養控除の廃止の影響もあった。

2011年から2013年にかけて、あまり税引き前の年収が変わっていないにもかかわらず、なんとなく生活費に余裕がなくなっていたり、家計収支が悪化していたりする世帯も多いものと思われる。

本レポートでは、2011年から2016年まで、1年ごとに税や社会保険料などの負担がどのように変わってきたか、またこれから変わっていくのかを見ていく。

実質可処分所得というモノサシ

家計の姿を見る際に、本レポートでは「実質可処分所得」というモノサシを用いる。

「可処分所得」とは、会社員の場合、税引き前の給与収入¹から、所得税、住民税、社会保険料を引き、児童手当（子ども手当）を足した金額である。可処分所得が多くなるほど、自由に使えるお金が増えて、生活に余裕ができる。

$$\text{可処分所得} = \text{税引き前の給与収入} - (\text{所得税} + \text{住民税} + \text{社会保険料}) + \text{手当}$$

しかし、単純に「可処分所得」の増減で暮らしのゆとりを測るのは適切ではない。現在5%の消費税率が、2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げられるからである。

消費税率が引き上げられると、ほとんどのモノやサービスの価格が上昇するものと予測される。大和総研では、消費税率が1%引き上げられると、その年度に物価は0.72%上昇すると予測している²。この予測をもとに、消費税率引き上げ分を考慮して、本シミュレーションを行った。

実質可処分所得は、可処分所得から物価上昇分を除いたもので、家計が手取りで現在（2013年）の物価に換算していくら分のモノやサービスを購入できるかという水準を示す。

実質可処分所得が10万円減少するということは、家計収支がとんとんであれば現在（2013年）の物価に換算して10万円分消費を減らさないと家計が赤字に陥るということである。また、黒

¹ 年金生活者の場合は、税引き前の年金支給額

² 近藤 智也・溝端 幹雄・神田 慶司「日本経済中期予測（2013年2月）」（2013年2月4日発表）による。
http://www.dir.co.jp/research/report/japan/mloutlook/20130204_006771.html

字の家計が現在と同じ年間の貯蓄額を維持するには約 10 万円分消費を減らさないといけないということも意味する。

本レポートでは、7つのモデル世帯を設定し、(Appendix を除き) 税引き前の給与収入が 2011 年から 2016 年まで変わらず、消費税増税以外の要因では物価が変動しないものと仮定して、実質可処分所得の試算を行った。

平成 26 年度税制改正大綱を反映し最新バージョンに改訂

前回、2013 年 8 月時点で消費税率の引き上げ等の税・社会保障の制度改正を踏まえた家計のシミュレーション³を発表した後、2013 年 12 月 5 日に「好循環実現のための経済対策」が閣議決定された。

消費税率引き上げ時の低所得者対策等として、簡素な給付措置（臨時福祉給付金（仮称））および子育て世帯に対する臨時特例給付措置の実施が決定された。

簡素な給付措置（臨時福祉給付金（仮称））は、世帯全員住民税非課税の世帯に対して、1 人あたり 1 万円（公的年金受給者、児童扶養手当等の受給者は 1.5 万円）を 2014 年中に 1 度きり、支給するものである。世帯全員住民税非課税は、ケース 6 の「年収 240 万円・年金夫婦世帯」では要件を満たすが、他のケースでは要件を満たさない。現役世帯は対象になりやすく、主に年金受給中の世帯が対象になるものと考えられる。

子育て世帯に対する臨時特例給付措置は、児童手当受給世帯（所得制限世帯は除く）に対して、子ども 1 人あたり 1 万円を 2014 年中に 1 度きり、支給するものである（本レポートでは児童手当の増額として扱う）。ケース 1（年収 500 万円・片働き 4 人世帯）、ケース 2（年収 300 万円・片働き 4 人世帯）、ケース 4（年収 1,000 万円・共働き 4 人世帯）で支給要件を満たす。なお、簡素な給付措置の受給世帯は対象外となり、重複支給はされない設計となっている。

また、2013 年 12 月 12 日に自由民主党・公明党は「平成 26 年度税制改正大綱」（以下、大綱）を発表した。

大綱では、所得税の給与所得控除の上限について、現行の 245 万円から、2016 年には 230 万円、2017 年以後は 220 万円に引き下げるとしている。住民税については所得税の改正の翌年度から（所得税の改正の翌年 6 月から）同様に実施するとしている。

本レポートではこれらの実施を反映し、家計のシミュレーションを 2013 年 12 月時点での最新バージョンに改訂した。

なお、2013 年 8 月時点の「改訂前」のシミュレーションと、この 2013 年 12 月時点の「改定後」のシミュレーションで前提を変更したものは、「簡素な給付措置」、「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」、「給与所得控除の上限」の 3 点のみであり、その他の前提については変更を加えていない。

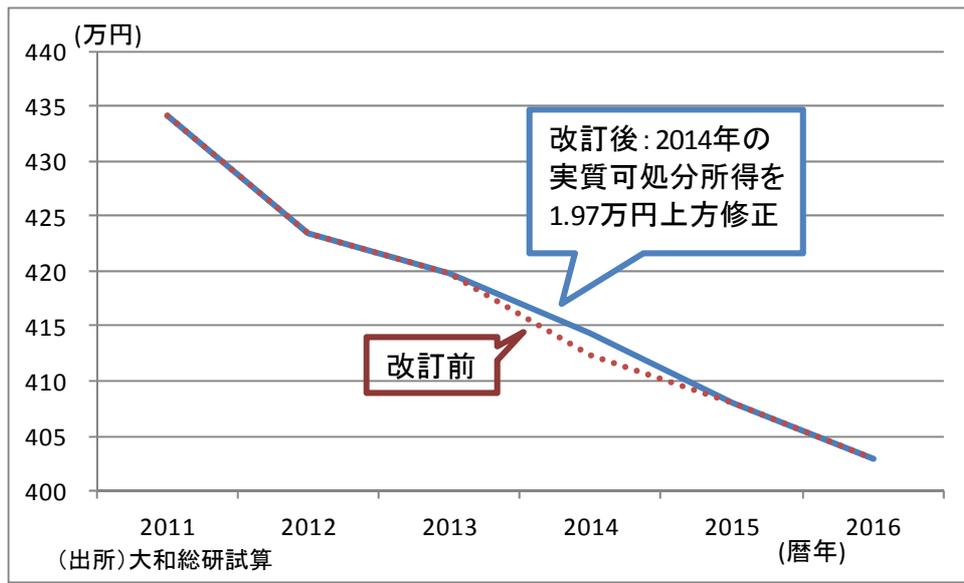
³ 拙稿「消費税増税等の家計への影響試算」（2013 年 8 月 1 日）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130801_007494.html

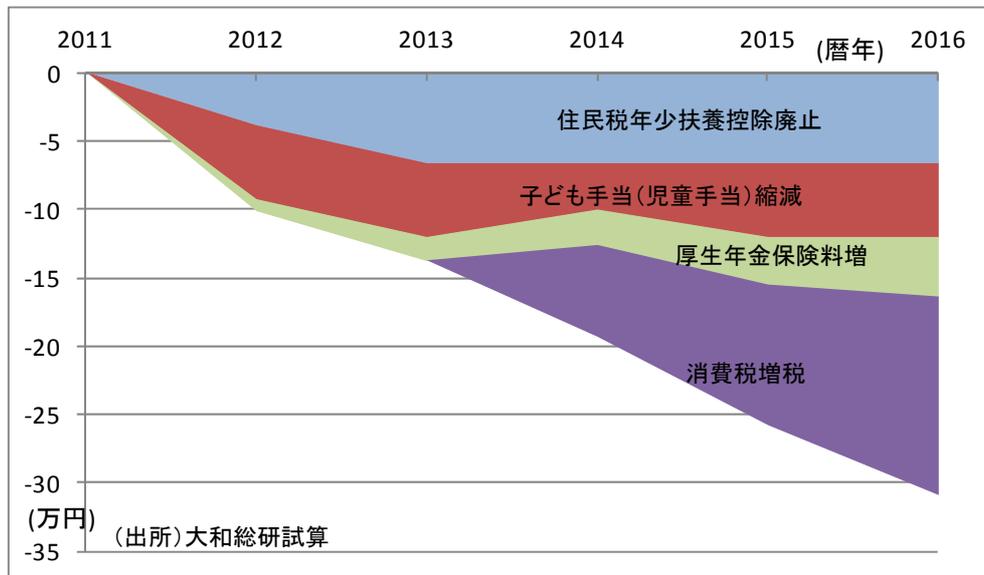
ケース 1. 年収 500 万円・片働き 4 人世帯

夫婦のうち一方が働き（社会保険に加入する会社員を想定）、3 歳以上中学生以下の子が 2 人、世帯年収が税込み 500 万円の世帯について実質可処分所得をシミュレーションしたものが次の図表である。

図表 1-A 年収 500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



図表 1-B 年収 500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



ケース 1 では、2011 年から 2013 年にかけても大きな負担増があった。2011 年 10 月に児童手当が縮小され、2012 年 6 月に住民税の年少扶養控除が廃止された。この 2 つだけでも、2013 年時点で 2011 年と比べて、年間 12 万円の負担増（実質可処分所得減）となっている。

厚生年金保険料の負担増なども合わせると、年収 500 万円の世帯で、2013 年時点で、既に 2011 年よりも実質可処分所得は 14.45 万円減少している。

2014 年は「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」の実施により 2 万円の児童手当の増額が行われる。これが消費税率引き上げ等の負担増を一部緩和する形となり、「改訂前」と比べ「改訂後」では 2014 年の実質可処分所得が 1.97 万円上方修正された⁴。2013 年と比べた 2014 年の実質可処分所得の減少は「改訂前」の 7.44 万円（比率にして 1.8%）から「改定後」は 5.48 万円（同 1.3%）に緩和された。

もっとも、「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」は 2014 年限りの措置であり、2015 年以後にこうした施策が実施されるかどうかは未定であり、2015 年および 2016 年の実質可処分所得の試算は「改訂前」から据え置いている。

2011 年と比べた実質可処分所得の減少は、2016 年時点では 31.22 万円、比率にして 7.2% になる見込みである。

ケース 2. 年収 300 万円・片働き 4 人世帯

ケース 2 は、ケース 1 と同じ世帯構成だが、世帯年収が税込 300 万円と、比較的低めの世帯である。

ケース 2 では、2011 年から 2013 年にかけての負担増が相対的に重いものとなった。住民税の年少扶養控除の廃止と児童手当の縮小による負担増はケース 1 と同じ年間 12 万円である。しかし、ケース 2 ではケース 1 よりも年収が低いため、同じ 12 万円でも、（実質）可処分所得に占める負担増の割合が大きかったのである。

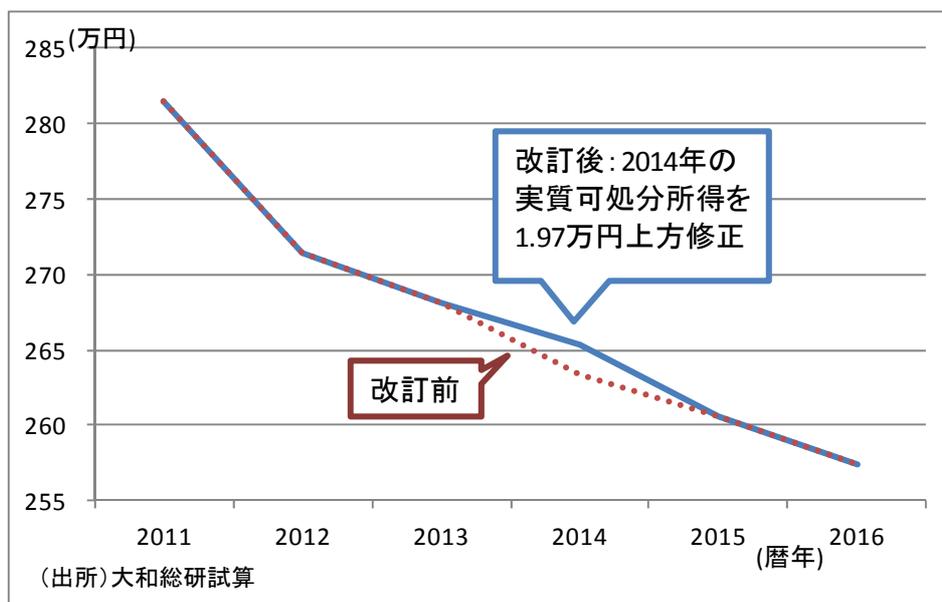
一方、2014 年の「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」の実施による 2 万円の児童手当の増額については、同じ 2 万円でも（実質）可処分所得に占める給付の割合が大きくなる。このため、比較的低所得の子育て世帯ほど消費税率引き上げ等の負担増を緩和する効果が高くなっている。2013 年と比べた 2014 年の実質可処分所得の減少額は「改訂前」の 4.75 万円（比率にして 1.8%）から「改訂後」は 2.78 万円（ $=4.75 \text{ 万円} - 1.97 \text{ 万円}$ 、比率にして 1.0%）に緩和された。2013 年と比べた 2014 年の負担増については、ケース 1 よりも所得の低いケース 2 の方が負担感（実質可処分所得に対する比率）が軽いものとなっていることがわかる。

2016 年時点の実質可処分所得は「改訂前」から変わらない。2011 年と比べた実質可処分所得の減少は、2016 年時点では 24.09 万円、比率にして 8.6% になる見込みで、比率で見ればケース 1 より負担感が重くなっている。

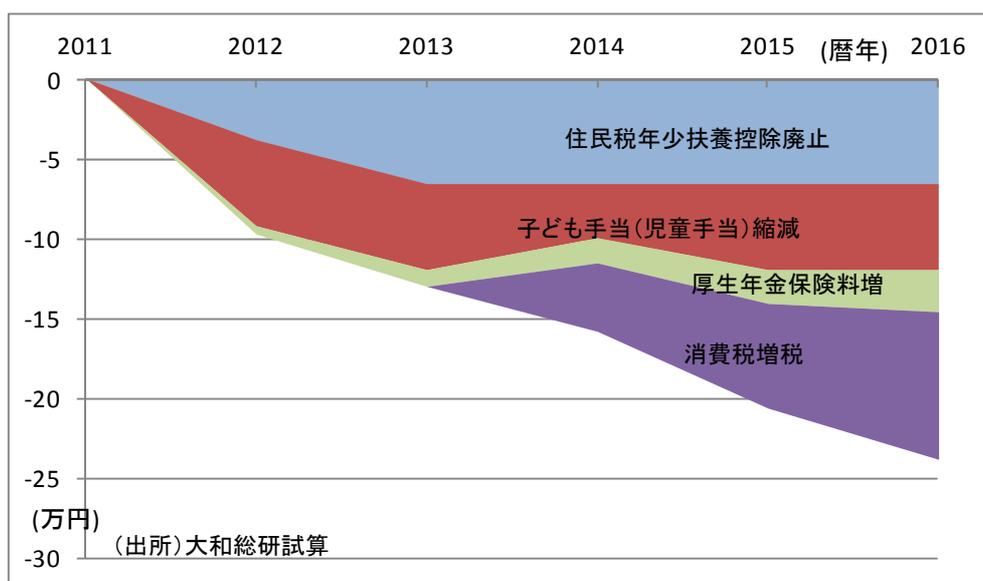
「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」は、当面、2014 年における措置としては適当なものかもしれないが、2015 年以後に同様の給付が行われないと、子育て世帯のうち比較的低所得の世帯にとって負担感が重くなる。今後、消費税率を 10% に引き上げる際に、どのように低所得者対策を行うかが焦点となるだろう。

⁴ 2 万円より若干少ない 1.97 万円となるのは、2014 年においては消費税率が引き上げられ物価が上昇しているため、2014 年時点の 2 万円は、2013 年の物価に換算すると 1.97 万円の価値しかないからである。

図表 2-A 年収 300 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



図表 2-B 年収 300 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



ケース 3. 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯

ケース 3 もケース 1・ケース 2 と同じ世帯構成であるが、こちらは世帯年収が税込み 1,000 万円と比較的所得の多い世帯である。

ケース 3 では、児童手当の縮小による負担増が相対的に重くなった。2012 年 6 月分から、児童手当について所得制限が設けられ、年収 960 万円程度以上の世帯は、児童手当の支給額が減額（原則月 1 万円が、0.5 万円に減額）となった。その他の世帯に対しても行われた児童手当の減額と住民税の年少扶養控除廃止の影響と合わせると、24 万円の負担増になっている。

「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」は、児童手当の所得制限世帯に対しては給付されな

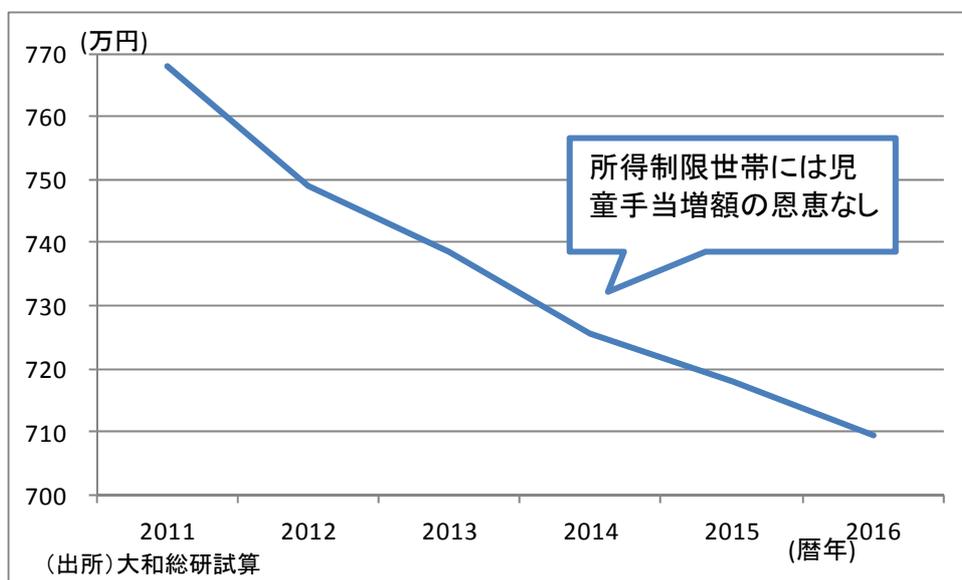
いため、今回の改訂では実質可処分所得は特に変化していない。

2013年と比べた2014年の実質可処分所得の減少額は12.96万円(比率にして1.8%)である。

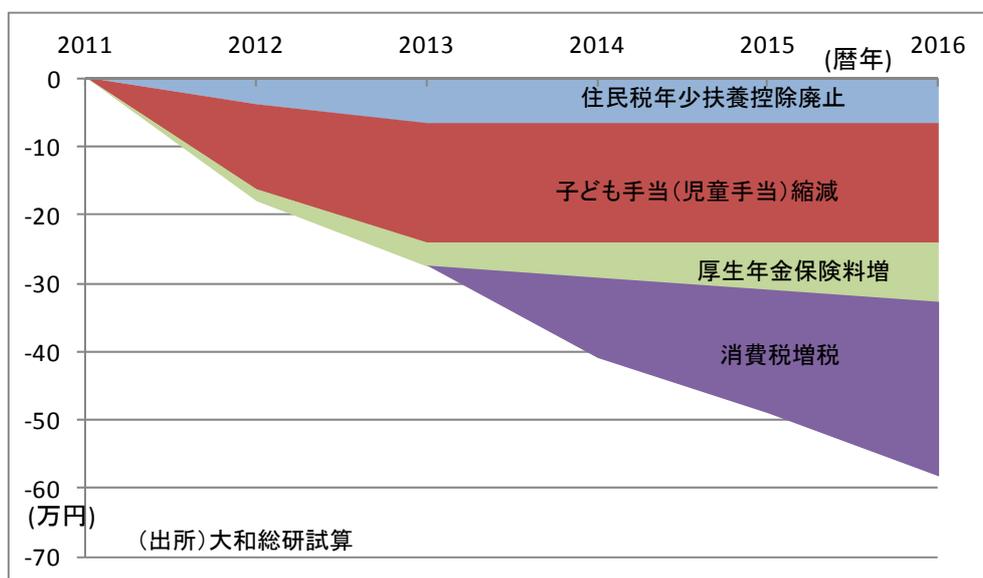
片働き4人世帯の中で見ると、2013年から2014年にかけての実質可処分所得の減少率は、年収300万円では1.0%、年収500万円では1.3%、年収1,000万円では1.8%と、年収の高い世帯ほど減少率が高くなる「累進税率」の構図となっており、「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」が消費税の逆進性対策として効果を発揮している様子がよくわかる。

2015年・2016年の実質可処分所得について改訂の前後で変更がないことはケース1、ケース2と同じである。ケース3では、2016年時点の2011年と比べた実質可処分所得の減少は、金額にして58.28万円、比率にして7.6%になる見込みである。

図表3-A 年収1,000万円・片働き4人世帯の実質可処分所得の試算



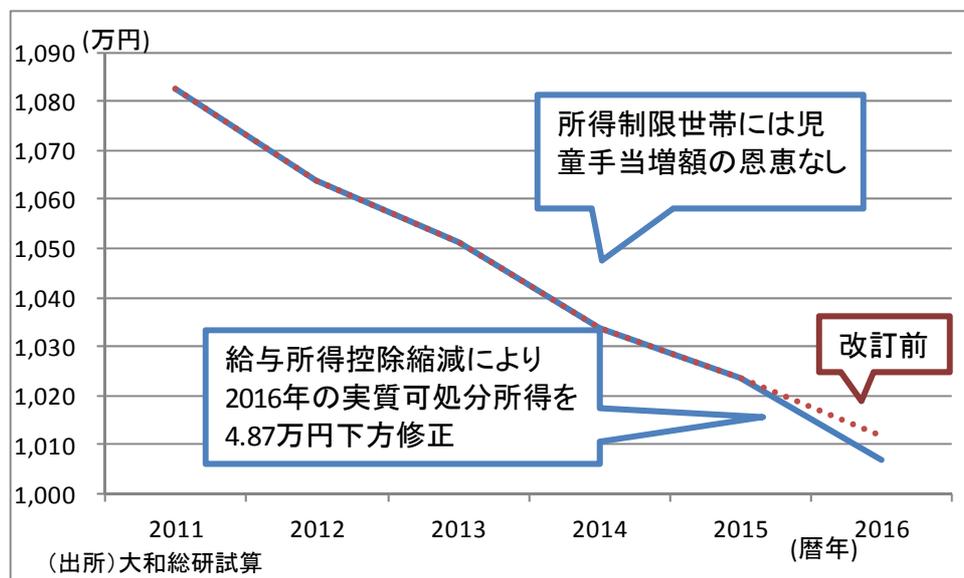
図表3-B 年収1,000万円・片働き4人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



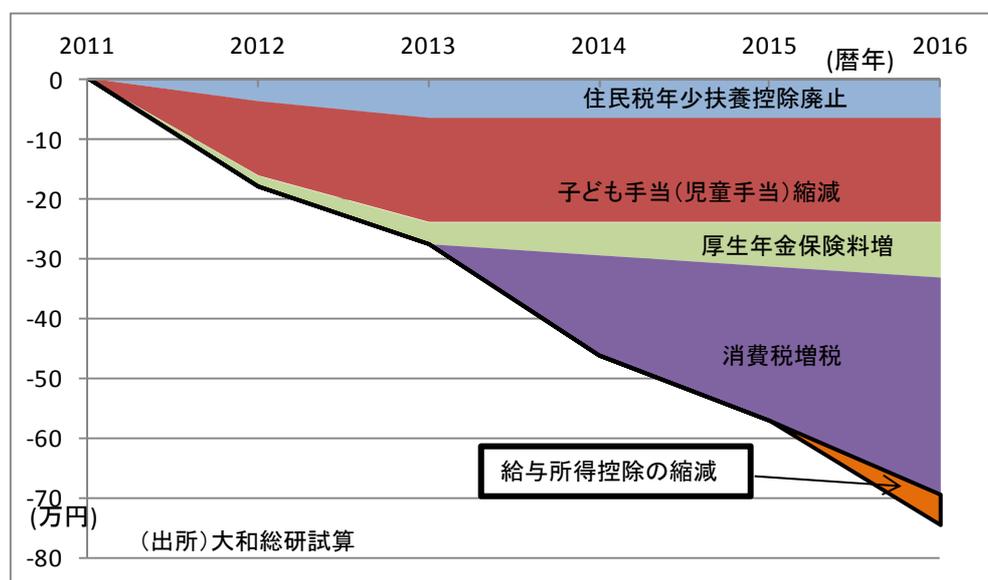
ケース 3+. 年収 1,500 万円・片働き 4 人世帯

ケース 3+は、ケース 1～3 と同様と同じ世帯構成であるが、世帯年収が 1,500 万円と、かなり高めの世界である⁵。

図表 3+A 年収 1,500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



図表 3+B 年収 1,500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



⁵ 改訂前のレポートにはこのケースの試算を掲載していなかったが、拙著『徹底シミュレーション あなたの家計はこう変わる!』(日本法令、2013年7月)においてはこのケースの試算も行っていた。以後、この書籍におけるこのケースの試算を「改訂前」と呼ぶ。

2013年に施行された給与所得控除縮減は、給与所得控除についてこれまで上限がなかったものを年245万円に制限するものであった。従来、給与所得控除が245万円に達するのは年収1,500万円であったため、年収1,500万円を超える給与所得のある人についてはこの時の改正の影響を受けたが、ケース3+では年収1,500万円ちょうどなのでぎりぎり影響を受けなかった。

大綱通りに税制改正が行われれば、給与所得控除の上限は、所得税について2016年は230万円、2017年以後は220万円に縮減される（住民税は翌年度）。

これにより、ケース3+では、2016年に所得税および復興特別所得税が5.05万円増加する⁶。住民税も含めて給与所得控除の上限が220万円に揃う2019年時点では、所得税・復興特別所得税・住民税を合わせた負担増は10.92万円⁷となる（図表3+C）。

図表 3+C 給与所得控除の縮減による増税額の試算（年収1,500万円・片働き4人世帯）

		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年 (完全移行)
給与所得控除	所得税・復興特別所得税	245万円	230万円	220万円		
	住民税	245万円		230万円	220万円	
税負担の増加 (2015年比)	所得税・復興特別所得税	—	5.05万円	8.42万円	8.42万円	8.42万円
	住民税	—	—	1.50万円×7/12 =0.88万円	1.50万円×5/12 +2.50万円×7/12 =2.08万円	2.50万円
	合計	—	5.05万円	9.30万円	10.50万円	10.92万円

(出所)大綱をもとに大和総研試算

なお、ケース3+でも、「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」の給付は受けられない。

2013年と比べた2014年の実質可処分所得の減少額は17.72万円（比率にして1.7%）⁸である。年収1,500万円のケース3+では、年収1,000万円のケース3の世帯よりも2013年比の2014年の実質可処分所得の減少率が若干低くなっている。これは、年収約1,000万円を超える部分の収入については厚生年金保険料率引き上げの影響を受けないためである。

ケース3+では、2016年時点の2011年と比べた実質可処分所得の減少は、金額にして75.50万円、比率にして7.0%になる見込みである。

ケース4. 年収1,000万円・共働き4人世帯

ケース4は、夫婦いずれも税込み年収500万円ずつを稼ぎ、3歳以上中学生以下の子どもが2人いる世帯である。税込みの世帯年収はケース3と同じ、1,000万円である。

共働きのケース4では、同じ世帯年収で片働きのケース3よりも、2011年から2016年までの

⁶ 2016年時点では消費税率が10%まで引き上げられていることを考慮すると、実質可処分所得に与える影響としては、4.87万円である。

⁷ 2019年時点の消費税率も10%であると仮定すると、実質可処分所得に与える影響は、10.54万円である。

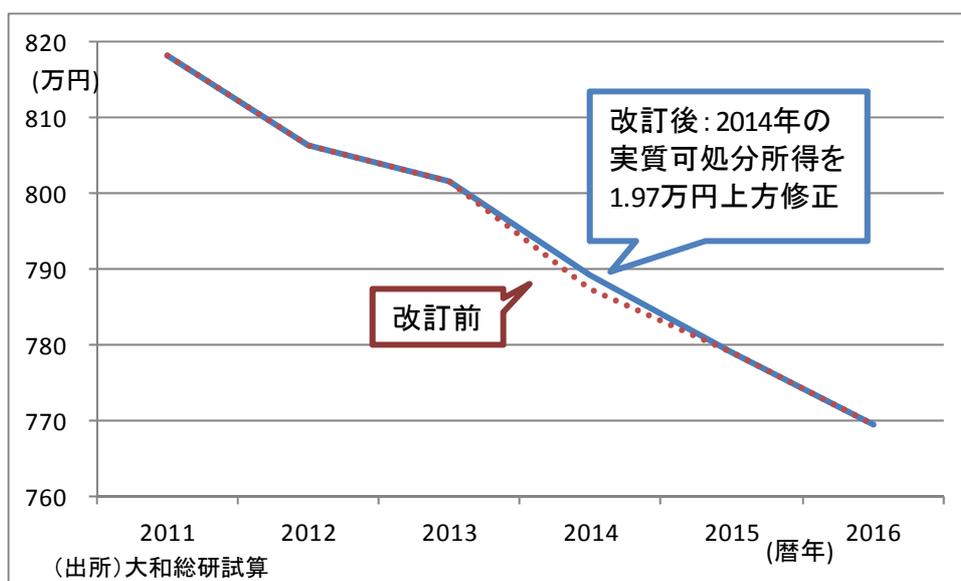
⁸ これは2014年4月に消費税率が8%まで引き上げられていることを考慮した数値である。

どの年で見ても、実質可処分所得の水準が多くなっている。

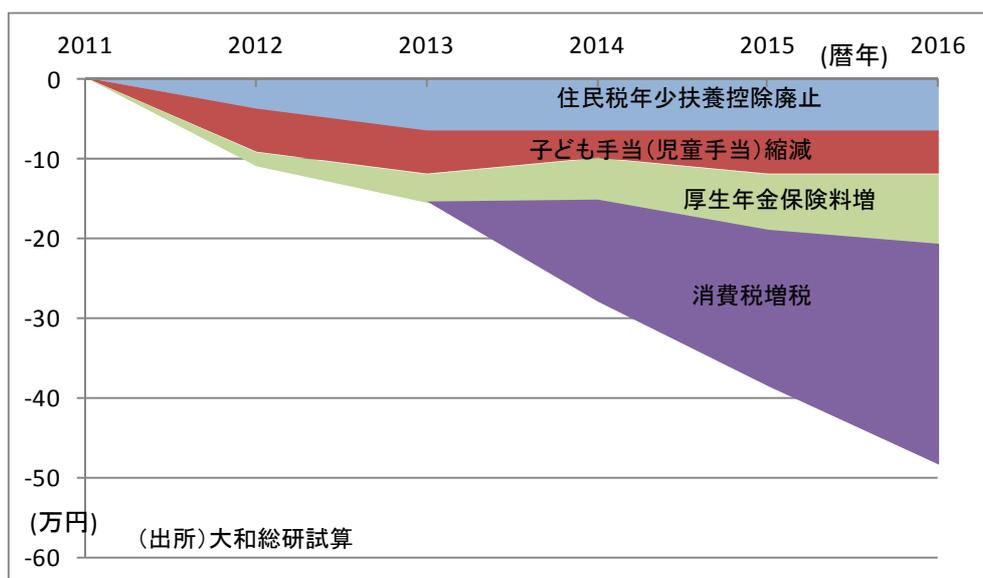
例えば、2013年時点で見ると、ケース3の実質可処分所得が738.72万円であるのに対し、ケース4では801.56万円と、62.84万円多くなっている。

日本の所得税は個人単位の累進課税になっているため、1人（片働き）で年収1,000万円を稼いでいると所得税率が高くなる。一方で、夫婦それぞれ年収500万円の場合は、夫婦それぞれに適用される所得税率は低くなるのである⁹。

図表 4-A 年収1,000万円・共働き4人世帯の実質可処分所得の試算



図表 4-B 年収1,000万円・共働き4人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



⁹ 日本の所得税が個人単位の累進課税になっていること、同じ世帯年収であれば片働き世帯よりも共働き世帯の方が税負担が少なくなること等については、花輪陽子・是枝俊悟『大増税時代を生き抜く共働きラクラク家計術』（朝日新聞出版、2012年）を参照。<http://www.dir.co.jp/publicity/edit/book/20121113.html>

また、児童手当の所得制限も、共働きに有利に設定されている。夫婦のうち多い方の年収が960万円程度以上の場合に、児童手当は所得制限により減額となる。夫婦それぞれ年収500万円ずつの場合は世帯収入が1,000万円あっても、所得制限の対象にはならない。

2014年に給付される「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」についても、同様に片働きで年収1,000万円の場合は対象にならないが、夫婦それぞれ年収500万円の場合は支給されることになる。このため、ケース4の「改訂後」では2014年の実質可処分所得が1.97万円上方修正されている。

ケース4の、2013年と比べた2014年の実質可処分所得の減少額は「改訂前」の14.20万円（比率にして1.8%）から「改訂後」は12.23万円（比率にして1.5%）に緩和された。

なお、この「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」によって、同じ世帯年収1,000万円の共働き世帯と片働き世帯の実質可処分所得の差は、2013年時点の62.84万円から、2014年時点では、63.57万円と、差がさらに広がる結果となった。

2015年・2016年の実質可処分所得について改訂の前後で変更がないことはケース1、ケース2と同じである。ケース4では、2016年時点の2011年と比べた実質可処分所得の減少は、金額にして48.74万円、比率にして6.0%になる見込みである。

ケース5. 年収500万円・単身世帯

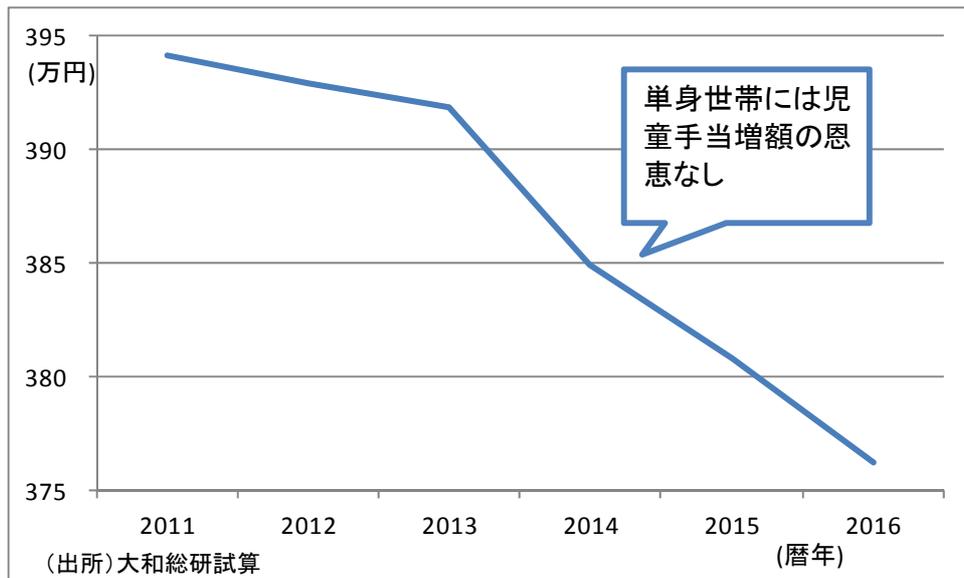
ケース5は税込み年収が500万円の単身世帯である。単身世帯においては、2011年から2013年においては目立った負担増はなかった。あえて挙げるならば、毎年少しずつ引き上げられている厚生年金保険料の増加が実質可処分所得を引き下げている。

単身世帯は、「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」の対象とはならず、改訂の前後で実質可処分所得に変化はない。

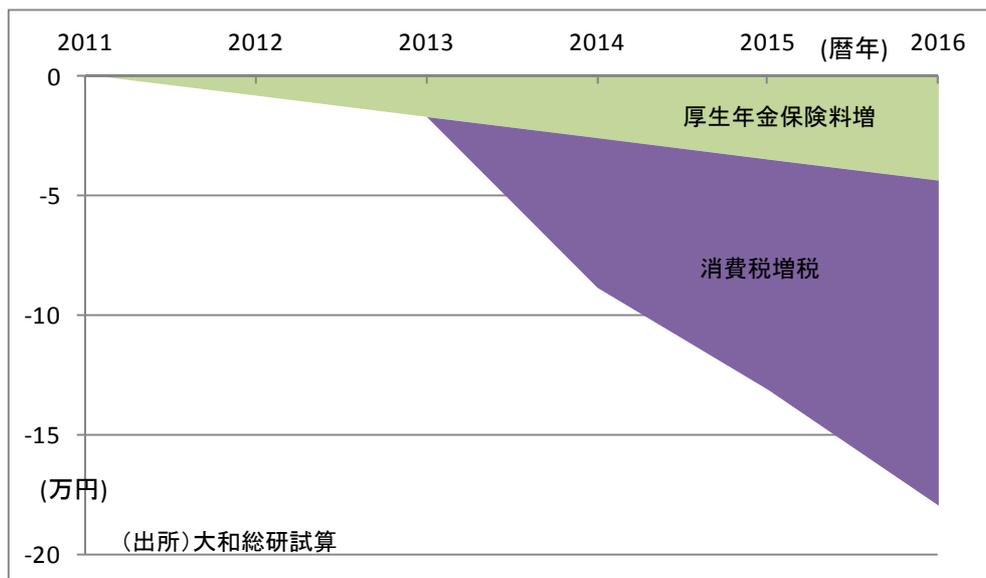
2013年と比べた2014年の実質可処分所得の減少額は6.95万円（比率にして1.8%）である。

2011年と比べた実質可処分所得の減少は、2016年時点では金額にして17.98万円、比率にして4.6%になる見込みである。

図表 5-A 年収 500 万円・単身世帯の実質可処分所得の試算



図表 5-B 年収 500 万円・単身世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの

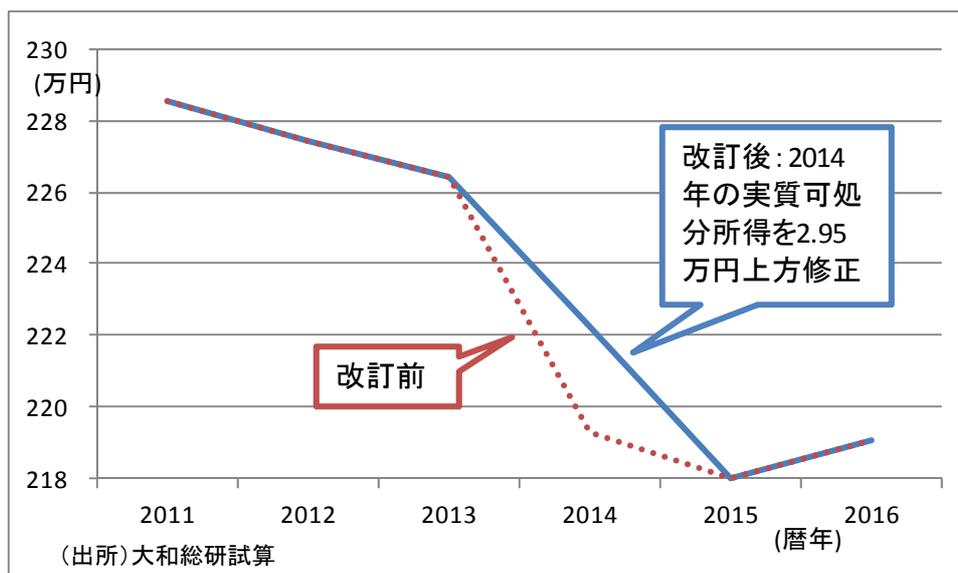


ケース 6・年収 240 万円・年金夫婦世帯

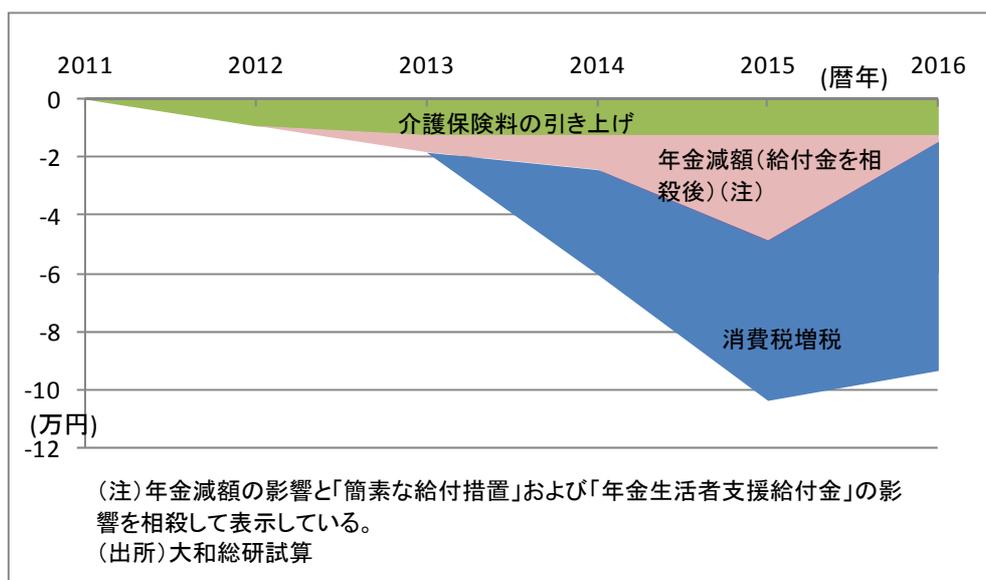
ケース 6 は、夫婦の年金額が 240 万円（夫が 180 万円・妻が 60 万円）の年金受給中の夫婦世帯である。

年金生活者の国民健康保険料または後期高齢者医療制度の保険料や、介護保険料の負担水準は住んでいる自治体ごとに大きく異なるが、ここでは、夫婦ともに 75 歳以上とし、後期高齢者医療制度・介護保険の保険料は全国平均の基準額・保険料率をベースに試算した。

図表 6-A 年収 240 万円・年金夫婦世帯の実質可処分所得の試算



図表 6-B 年収 240 万円・年金夫婦世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



ケース 6 では、2011 年から 2013 年にかけての実質可処分所得の減少は緩やかなものであった。2012 年の介護保険料の改定の際に負担増となっているくらいのものである。なお、2011 年度から 2012 年度にかけて 0.3%年金支給額が引き下げられているが、これは単なる前年の物価下落分の調整であるため、実質可処分所得の計算には入れていない。

2013 年 10 月に 1%の年金支給額の減額が行われ、2014 年 4 月にもさらに 1%の年金支給額の減額が行われる予定である。これは、2000 年度～2002 年度において前年の物価下落分の年金額の調整を行わなかった分の調整を行うものである。

年金財政や世代間の公平性の観点からは、物価が下がった分を年金支給額の引き下げに反映するのは当然のことと考えられる。ただし、10 年以上前の物価下落時に年金支給額を引き下げ

なかった分を、今になって行うため、年金受給者からしてみると単なる支給額の引き下げに感じるものとも思われる。

一方、2015年10月からは年金生活者支援給付金が支給される見込みである。これは消費税率引き上げ時の低年金者対策として設けられるものであるが、支給対象は個人単位で見た年金支給額が老齢基礎年金の満額以下の者となっている。現役時代に専業主婦であった人の多くは自分の分の年金額は老齢基礎年金の満額以下となり、年金生活者支援給付金の対象となる。2016年時点では、年金の減額分と年金生活者支援給付金が同じくらいになる見込みである。

結局、2016年時点で見ると年金生活者の今後の負担増は、ほぼ消費税増税分くらいとなる。2016年時点の2011年比の実質可処分所得の減少は、9.48万円、比率にして4.1%である。

改訂前の試算では、年金生活者支援給付金の支給に先行して年金支給額が引下げられるため、負担増の時期が2014年に集中することが予想された。しかし、「簡素な給付措置」が行われ、年収240万円の年金夫婦世帯では2014年に3万円が支給され、2014年の実質可処分所得が2.95万円上方修正されることとなった。

このため、2013年と比べた2014年の実質可処分所得の減少額は「改訂前」の7.13万円（比率にして3.2%）から「改訂後」は4.18万円（比率にして1.8%）に緩和された。もっとも、2015年以後については特にこのような一律給付を導入することとはされておらず、2015年・2016年の実質可処分所得については改訂の前後で据え置いている。

「簡素な給付措置」により2013年から2014年にかけての実質可処分所得の急減は防ぐことができたが、その分、2014年から2015年にかけての実質可処分所得の減少額（率）は大きなものとなることになった。

まとめ

本レポートの試算結果をまとめると、次の図表7のようになる。

図表7 試算結果（改訂後）のまとめ

	世帯構成	世帯年収	各年の実質可処分所得(改訂後)					
			2011	2012	2013	2014	2015	2016
ケース2	片働き4人世帯	300万円	281.52	271.39	268.10	265.31	260.55	257.43
ケース1		500万円	434.23	423.51	419.78	414.30	407.94	403.00
ケース3		1,000万円	767.83	749.15	738.72	725.76	718.15	709.55
ケース3+		1,500万円	1,082.49	1,063.72	1,051.30	1,033.58	1,023.46	1,006.99
ケース4	共働き4人世帯	1,000万円	818.34	806.33	801.56	789.33	779.01	769.60
ケース5	単身世帯	500万円	394.19	392.89	391.87	384.92	380.81	376.20
ケース6	年金夫婦世帯	240万円	228.53	227.41	226.42	222.24	218.00	219.05

	世帯構成	世帯年収	2013→2014		2011→2016	
			変化額	変化率	変化額	変化率
ケース2	片働き4人世帯	300万円	-2.78	-1.0%	-24.09	-8.6%
ケース1		500万円	-5.48	-1.3%	-31.22	-7.2%
ケース3		1,000万円	-12.96	-1.8%	-58.28	-7.6%
ケース3+		1,500万円	-17.72	-1.7%	-75.50	-7.0%
ケース4	共働き4人世帯	1,000万円	-12.23	-1.5%	-48.74	-6.0%
ケース5	単身世帯	500万円	-6.95	-1.8%	-17.98	-4.6%
ケース6	年金夫婦世帯	240万円	-4.18	-1.8%	-9.48	-4.1%

(注)単位:万円、表示単位未満四捨五入。

(出所)大和総研試算

「簡素な給付措置」の実施によって、「年収240万円・年金夫婦世帯」（ケース6）の2013年から2014年にかけての実質可処分所得の急激な減少は緩和されることとなった。

また、子育て世帯に関しては「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」が実施されることにより、2013年から2014年にかけての実質可処分所得の減少が緩和されている。その結果、同じ「片働き4人世帯」で比較すると、2013年から2014年にかけての実質可処分所得の減少率は、年収300万円の世帯で1.0%、年収500万円の世帯で1.3%、年収800万円の世帯で1.8%と年収が高い世帯ほど比較的大きくなっている。「片働き4人世帯」の中だけで比較すれば、2013年から2014年にかけての負担増は「累進的」になっており、消費税の逆進性の問題が緩和されている¹⁰。

もっとも、「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」は世帯年収ではなく夫婦のうち多い方の年収によって所得制限の有無を判定する児童手当のスキームを踏襲している。このため、同じ世帯年収1,000万円であっても、「片働き4人世帯」では給付がないが「共働き4人世帯」では給付を受けられる。世帯年収1,000万円の「共働き4人世帯」では、2013年から2014年に

¹⁰ もっとも、年収1,500万円の世帯まで見ると、2013年から2014年にかけての実質可処分所得の減少率は1.7%と、年収1,000万円の世帯よりも若干低くなっている。これは、年収約1,000万円を超える部分の収入については厚生年金保険料率引き上げの影響を受けないためである。

かけての実質可処分所得の減少率が1.5%と、同じ世帯年収の「片働き4人世帯」よりも負担が軽くなっている。

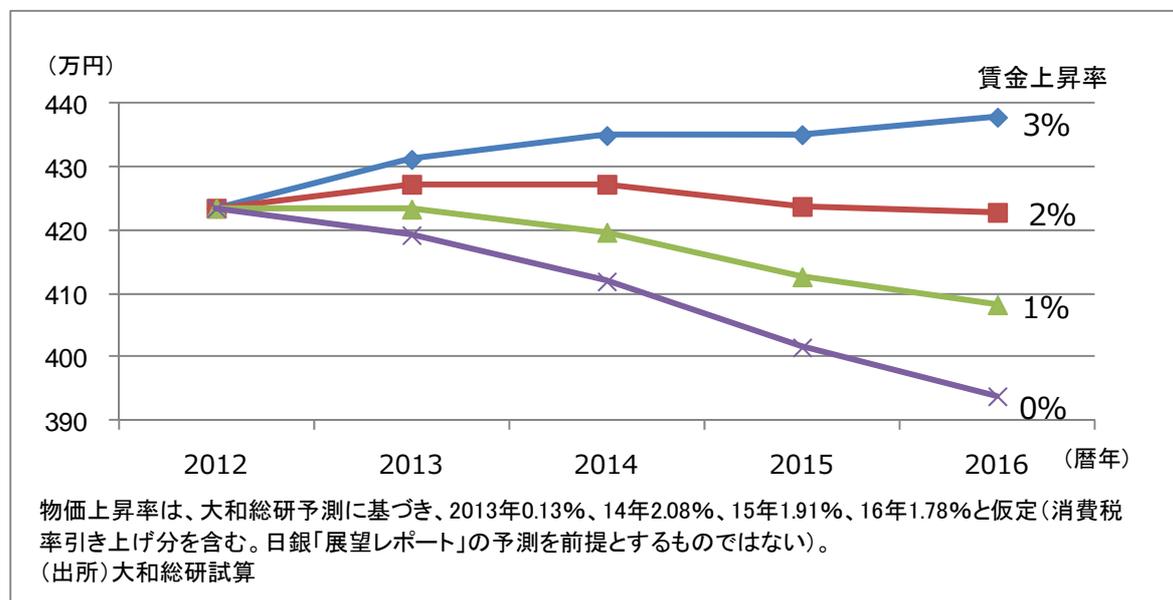
なお、2015年・2016年における消費税の逆進性対策・低所得者対策の枠組みは現時点では固まっていない。2011年比の2016年時点の実質可処分所得の減少率を比べると、分析した7ケースの中では、「年収300万円・片働き4人世帯」がもっとも負担の増加が重くなっている。

Appendix1 賃金変動・物価変動も考慮した試算

本レポートのこれまでの試算では、消費税増税以外の要因では物価が変動しないものと仮定して、実質可処分所得の試算を行った。だが、黒田東彦新総裁の下、日本銀行が「量的・質的金融緩和」に踏み出し、デフレ脱却に対する期待が高まってきている。また、各種統計において2013年度の夏季賞与が前年比で増加しているなど、賃上げの動きも見られる。

本レポート、ケース1の「年収500万円・片働き4人世帯」について、消費税増税以外の要因も含めた物価上昇率の予測値¹¹を用い、賃金上昇率を年率0%~3%とした場合の実質可処分所得の試算を行ったものが次の図表8である。

図表8 年収500万円・片働き4人世帯の実質可処分所得の試算（物価・賃金変動を考慮）



消費税率以外の要因でも物価上昇し、賃金上昇率0%と仮定すると

2012年から2016年にかけて、賃金が全く上がらなかった（賃金上昇率が年率0%）とすると、2016年の実質可処分所得は2012年より29.73万円減少する（図表8）。

¹¹ 近藤 智也・溝端 幹雄・神田 慶司「日本経済中期予測（2013年2月）」（2013年2月4日発表）による。
http://www.dir.co.jp/research/report/japan/mloutlook/20130204_006771.html

これは、同じ世帯構成・年収の4ページの図表1-Aの試算よりも、より厳しいシナリオである。

ケース1の試算・図表1-Aでは、消費税増税の要因分のみの物価上昇を反映し、賃金変動しないと仮定した試算を示した。この場合は、2016年の実質可処分所得は2012年と比べ20.51万円の減少に留まる。

一方、消費税増税以外での要因でも物価が上昇していく一方、賃金が全く上がらなかった（賃金上昇率が年率0%）と仮定すると、（消費税増税以外の要因の）物価上昇が実質可処分所得を9.22万円押し下げることとなる。これが、税・社会保障の負担増による影響に加わり、実質可処分所得の減少は計29.73万円となる。

消費税率以外の要因でも物価上昇し、賃金上昇率2~3%と仮定すると

一方、賃金が増えるならば、消費税増税以外での要因でも物価が上昇しても、実質可処分所得を維持・増加させていくことができる。

賃金上昇率が年率2%であれば、2012年から2016年を通じて実質可処分所得はほぼ横ばいとなる（図表8）。賃金上昇率が年率3%あれば、緩やかながらも年々実質可処分所得が増加していき、2016年の実質可処分所得は2012年より14.39万円増加する（図表8）。

消費税率引き上げなどの負担増がある中で、家計が実質的な購買力を維持していくためには、最低でも年率2%の賃上げが必要であり、経済成長を実感し家計が豊かになっていくためには年率3%以上の賃上げを達成する必要があるものと考えられる。

Appendix2 高校無償化見直しの影響

高校無償化見直し法の成立

平成25年11月27日、高校無償化見直し法¹²が参議院にて可決・成立し、12月4日に公布された。本レポートの試算ではモデル世帯の子どもを3歳以上中学生以下としたため、高校無償化の見直しはモデル世帯の実質可処分所得に影響を与えてはいないが、重要な制度改正であるため、Appendix2で解説する。

これまでの高校無償化制度は、国から高校に対して、生徒1人あたり原則月9,900円（年11万8,800円）の就学支援金を支給し、これと高校が生徒（保護者）から徴収すべき授業料等を相殺する制度であった。公立高校については授業料が月9,900円であったため、この制度によって生徒全員授業料が無償となり、私立高校については授業料が月9,900円減額となった。

高校無償化見直し法は、平成26年度以後に高校に入学する生徒について、この就学支援金の

¹² 正確には、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」

支給について所得制限をかけ、一定所得以上の世帯の生徒については対象外とするものである。したがって、所得制限の対象となった生徒については就学支援金が支給されないため、公立高校については月 9,900 円の授業料を徴収し、私立高校については授業料を他の生徒よりも月 9,900 円増額して徴収することとなる。

すなわち、家計にとっては、高校無償化の所得制限を受けた場合、高校生 1 人につき、月 9,900 円（年 11 万 8,800 円）負担が増加することになる。

この所得制限によって捻出された財源については、一定所得以下の世帯の私立高校の生徒の授業料等に対する支援や、新たに創設する「奨学のための給付金制度」（仮称）の財源に充てるものとしている。

所得制限の基準値

高校無償化の所得制限の基準値は、政令で定めるものとされているが、文部科学省の「高等学校等就学支援金について」（平成 25 年 11 月 29 日付）¹³によると、夫婦合計の市町村民税所得割額が 30 万 4,200 円以上の場合、所得制限の対象となることとされている。夫婦のうち多い方の所得で判定する児童手当と異なり、高校無償化については夫婦合計の市町村民税所得割額で判定することとする模様である。

児童手当は、「夫婦のうち多い方の所得」（金額は扶養人数により異なる）で所得制限を判定していたため、極端な場合、世帯年収 1,000 万円の片働き 4 人世帯は所得制限の対象になる一方、夫婦ともに年収 900 万円を稼ぐ世帯年収 1,800 万円の共働き 4 人世帯では所得制限の対象にならないなど、共働き有利の制度設計となっていた。

「子のうち 1 人が高校生で、他はすべて中学生以下」か、「子が高校生の 1 人のみ」の場合、一般的な社会保険料率をもとにした高校無償化の所得制限ラインの試算は図表 9 の通りである。

図表 9 高校無償化の所得制限ラインとなる世帯年収

	片働き	925万円～930万円程度
共働き	夫婦の年収が同じ	1,030万円～1,040万円程度
	一方の年収が100万円	1,025万円～1,030万円程度

(注)「子のうち1人が高校生で、他はすべて中学生以下」か「子が高校生の1人のみ」の場合。

(出所)大和総研試算

¹³ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/_icsFiles/afieldfile/2013/11/29/1341956_01_2.pdf

文部科学省は、「両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の家庭であれば、市町村民税所得割額が30万4200円の場合、年収は910万円になります」としているが、これは社会保険料率を10%とし¹⁴、生命保険料控除を考慮していないものと考えられる。この前提で試算すると所得制限ラインは910万円程度になる。

本稿では社会保険料率について、協会けんぽ加入で介護保険料も含むもの（社会保険料率は2012年¹⁵の合計14.51%）とし、生命保険料控除を3.5万円としたところ、「925万円～930万円程度」となった。

加入している健康保険組合や介護保険に加入しているか否か（40歳以上か否か）、生命保険料控除の適用額などにより所得制限ラインは若干変動するものと言える。

なお、「夫婦合計の市町村民税所得割」で所得制限を判定するため、共働きの世帯の場合は、片働きの世帯の場合より100万円程度世帯年収が高くとも所得制限の範囲内に収まる。

まず、自身に市町村民税所得割が課されない程度の収入の場合、収入があっても、夫婦合算の市町村民税所得割額には影響を与えない。年収100万円以内であれば市町村民税所得割が課されない¹⁶ため、100万円以内の配偶者の収入については高校無償化の所得制限を考える上ではノーカウントとなる。このため、夫婦のうち一方の年収が100万円の共働き世帯の場合、世帯年収での所得制限ラインは片働き世帯に100万円を足した、「1,025万円～1,030万円程度」となった。

また、配偶者の年収が100万円を超えている場合であっても、同じ世帯年収であれば、片働きよりも共働きの方が課税所得は少なくなる¹⁷。このため、夫婦の年収が同じと仮定して試算を行ったところ、図表9に示したように、所得制限となる世帯年収は「1,030万円～1,040万円程度」と、片働きの世帯よりも100万円程度世帯年収が高くとも所得制限の範囲内に収まることとなった。

児童手当ほど極端な制度設計ではないが、高校無償化の所得制限についても、やはり共働き有利の制度設計と言えよう。

【以上】

¹⁴ 財務省が所得税の課税最低限や年収別の税額などを計算する際には、年収が900万円以下の場合、社会保険料控除の額を給与収入の10%として算出する簡便な方式が用いられている。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/043.htm

¹⁵ 2014年4月の時点では2014年度の住民税額が決定されていないため、所得制限には2013年度の住民税額が用いられるものと考えられる。2013年度の住民税額は、2012年の所得により決定されるため、社会保険料率は2012年のものを用いた。

¹⁶ 自治体によっては市町村民税均等割が課される場合もあるが、これは高校無償化の判定には影響を与えない。

¹⁷ 給与所得控除は個人単位の年収が低いうちは大きく増え、個人単位の年収が高くなるとあまり増えなくなる性質を持つ。このため、同じ世帯年収の場合、片働きより共働き（の夫婦合算）の方が給与所得控除が多くなり、課税所得が少なくなる。詳しくは、花輪陽子・是枝俊悟『大増税時代を生き抜く共働きラクラク家計術』（朝日新聞出版、2012年）を参照。<http://www.dir.co.jp/publicity/edit/book/20121113.html>